

平成 21 年 5 月 20 日現在

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2007 ～ 2008

課題番号：19530408

研究課題名(和文) PFIの会計に関する国際比較研究

研究課題名(英文) International Comparative Study on Accounting for PFI

研究代表者

大石 桂一 (OIH KEIICHI)

九州大学大学院・経済学研究院・准教授

研究者番号：10284605

研究成果の概要：EUのPFI会計基準(IFRIC 12)の特徴は「リスク経済価値アプローチ」ではなく「支配アプローチ」を採用している点にある。その結果、民間部門側のPFI関連資産として金融資産と無形資産のいずれが計上されるかで収益認識のあり方は大きく異なる。また官民の適切なリスク分担を反映するという点でも問題が多い。EUではIFRIC 12の承認が難航したが、このことは各国の経済政策遂行におけるPFIの重要性のみならず、その会計処理いかんでPFIに期待される役割が十分に果たされなくなるおそれがあることを示している。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	210,000	910,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：会計学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：PFI、国際会計基準、会計規制、収益認識

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の最終的な目的として、プライベート・ファイナンス・イニシアチブ(PFI)の会計に焦点を当て、各国におけるPFI会計基準およびその基準設定を比較することを通じて、グローバル市場における会計規制の役割を再検討することを掲げた。

(2) 近年、世界各国でPFIが注目を集めている。1992年に英国で初めて本格的に導入さ

れたPFIはこれまで、英国経済において非常に重要な役割を果たしてきたが、それは21世紀に入ってEU全域に広がってきている。また日本でも、通称PFI法が1999年に制定されて以来、契約済みまたは実施することが決定したPFI案件は着実に増加しており、今後ますますの展開が期待されている。このように、PFIへの期待は高まる一方なのだが、この新しいタイプの民間参加型公共事業が日本で定着し、成功するかどうかに関しては不確定要素も多い。その1つに、税制や会計

制度の整備が進んでいないことが挙げられる。

(3) この問題を考察する上では PFI の先駆けでもある英国の会計基準をまず検討してみることが必要だと考え、研究を続けてきた結果、PFI は「経済的実質の報告」という会計学上の難問を抱えているばかりか、財務会計と公会計の交錯点に位置することから、会計規制のあり方を考える上で格好の素材となることが明らかになった。このように、PFI そのものの政策的・実践的重要性に加え、会計上の認識・測定の問題、ならびに会計規制の国際的調和という観点からも、PFI 会計について研究することの意義は大きいと考えたことが、本研究の背景にあった。

(4) また本研究は、我が国における PFI 会計基準の開発に寄与するものと期待できると考えた。PFI をめぐる環境整備が十分には整っていない我が国において、PFI 会計基準(特にその認識・測定の構造と政策的インプリケーション)を研究することの意義は小さくない。とりわけ、PFI の実施主体である政府機関や独立行政法人などにおいて、今後バランスシート問題がますます重要になると考えられる現在では、PFI に関する先進諸国の経験をもとに、起こりうる問題とその解決策を検討することは、実践的に意義のあることであろう。

(5) このように、学術的には経済的実質の認識・測定といった会計学上の最重要課題を解決するための一助となるのみならず、会計規制論の深化に貢献することができると考えられる。さらに、実践的・政策的には PFI を推進し、パブリックセクターのマネジメント改善とバリュー・フォー・マネー (VFM) の向上に寄与するといった意義を本研究はもっていると考え、研究を開始した。

## 2. 研究の目的

(1) PFI を推進している国々でどのような会計基準が設定され、実践されているのか、および、それが我が国で新たに会計基準を開発する際にいかなるインプリケーションをもつのかを明らかにすることを、本研究の第1の課題とした。とりわけ国際比較の観点から、PFI を積極的に推進している旧英連邦諸国および EU 諸国を中心に、PFI 事業の現状とその会計基準を調査し、我が国に対するインプリケーションを考察することとした。

(2) 本研究の第2の課題は、PFI の会計において経済的実質がいかに捉えられているのかを明らかにすることであった。PFI は法律

上、施設を「所有」しているのは運営者の民間事業者 (SPC) であるが、サービス供給のベースとなる施設を「所有」せずに「使用」するのはサービス購入者の公共部門である。それゆえ、リースなどの場合と同様に、バランスシート問題が生じることになる。とりわけ、財務会計と公会計との交錯点に位置するこの PFI の場合、リスクと経済的実質の捉え方次第では、その会計処理のあり方は重大な経済的帰結をもたらす可能性がある。そこで、諸外国の PFI 会計基準では経済的実質がどのように捉えられており、それが会計上の認識・測定においていかなる意味を持っているのかを明らかにすることとした。

(3) 第3に、会計規制の国際的調和の観点から、PFI 会計基準の設定を考察し、米国、日本、および EU 諸国における制度的要因の違いが会計規制に及ぼす影響に焦点を当てて、実証的に分析することを研究課題とした。なぜならば、本研究は対象領域を PFI に絞っているが、そこで得られた成果は、会計規制に関する研究と統合することで、今後のさらなる展開が可能だと考えたからである。

## 3. 研究の方法

(1) まず、PFI 関連書籍 (主に英国と EU の文献) を購入し、PFI に関わる各国の法制度や規制、および PFI 事業の経済的実態の把握と、その認識・測定問題に焦点を当てて分析した。こうした文献研究を通じて各国の PFI 会計基準の比較、とりわけ、バランスシート問題に焦点を当てて、各国の会計基準ではリスクと経済的実質がどのように捉えられているのかを中心に考察した。

(2) 我が国においてすでに PFI を実践している自治体等が数多く存在しているので、典型的な PFI 事業を調査した。研究の開始当初は実地調査を行う予定であったが、時間的な制約から現地に赴くことができなかったため、我が国における PFI 事業 (全 345 件) を網羅している「PFI 事業データベース」を購入し、分析を行った。

(3) 本研究遂行期間中に、国際会計基準審議会 (IASB) から PFI の会計にかかる国際財務報告基準 (IFRS) の解釈指針 (IFRIC12) が公表され、EU 域内基準化という問題が生じたことから、時間と資源の多くをこの問題の分析に投入し、基準の内容、経済的影響、グローバルな会計規制におけるその意義について欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)、および EU の会計法規委員会 (ARC) の議事録などをもとに検討した。また、PFI 会計は収益の認識という会計上の重要問題と密接

に関連していることから、IASBの収益認識プロジェクトについても検討した。

(4) PFIの会計は財務会計と公会計との交差点に位置することから、公会計の財務会計化に積極的に取り組んできた英国の制度を調査し、またIFRSの公会計への取り入れ状況と、IFRIC12への対応、およびその財政・経済政策への影響を検討した。

#### 4. 研究成果

(1) 文献 (*Butterworths PFI Manual, Public Private Partnership & PFI*、および *PPP in Europe* など) 研究によって EU 各国の PFI に関連する制度や法規制などを把握し、EU における PFI 事業の実態を明らかにした。その成果の一部は論文②および学会報告①に含まれている。とりわけ EU 各国の PFI に関連する制度の違い、公会計と財務会計との関わり方の相違、および PFI ビジネスの発展度合いの違いなどが、EU における PFI 会計基準の承認に影響を及ぼしている点を明らかにしたことは重要であったと考える。

(2) EU の統一基準となることが期待されている IFRIC 12 は、PFI 取引を会計処理するにあたって、金融資産モデルと無形資産モデルの2つを規定しているが、その最大の特徴は英国基準などとは異なり、「リスク経済価値アプローチ」ではなく「支配アプローチ」を採用している点にある。こうしたアプローチは、既存の IFRS における収益認識基準とは整合するものの、官民の適切なリスク分担を反映するという点では問題が多い。また、いずれのモデルを適用するかで期間利益が大きく異なるという問題もある。こうしたことから、EU では IFRIC 12 の承認をめぐる加盟国間で激しい意見対立が生じた。この対立は、各国の経済政策遂行における PFI そのものの重要性のみならず、その会計処理の基準いかんで PFI に期待される役割が十分に果たされなくなるおそれがあることを示していることを明らかにした。

(3) IFRIC 12 の EU 域内基準化をめぐる加盟国間の対立を EFRAG および ARC の議事録をもとに検討し、グローバルな会計規制におけるそのインプリケーションを明らかにした。すなわち、IFRIC 12 の承認をめぐる EU 内の対立は、「世界政府」なきグローバル社会における規制のあり方の変容、およびグローバル・ガバナンスの一端を担う IASB の役割の増大を示唆しているのである。なお、公的部門側の問題としては PFI 資産・負債のオンバランス問題があるが、2009-10 財政年度から英国中央政府機関に適用される IFRS ベ

ースの財務報告マニュアル (FReM) を題材に、その影響を明らかにした。こうした点に関する研究成果の一部は学会報告①に含まれており、学会ではこの問題をめぐって活発な議論が展開された。

(4) IFRIC 12 における認識・測定に関しては、「リスク経済価値アプローチ」ではなく「支配アプローチ」を採用した結果として、民間部門側の PFI 関連資産として金融資産が計上されるのか、それとも無形資産が計上されるのかで、収益認識のあり方は大きく異なってくることを明らかにした。また、この点について、今後予想される PFI 会計基準の改定とも深く関わっていることから、IASB と米国財務報告基準審議会 (FASB) の共同プロジェクト「収益認識」の進捗状況、特徴と問題点、および両ボードの戦略を検討し、その研究成果の一部を論文②として発表した。

(5) 以上のような研究成果は、我が国における民間部門の PFI 会計基準の設定や、公的部門のマネジメントの改善と VFM の向上にむけたさらなる研究に貢献できると考えられる。また、それだけでなく、近年ますます現実味を帯びてきている国際会計基準のアドプションがもたらす影響を検討する上でも、重要な示唆を与えていると言える。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

① 大石桂一、収益認識プロジェクトにみる FASB と IASB の戦略、企業会計、60(8)、57-63 頁、2008 年、査読なし

② 大石桂一、EU における PFI 会計基準の設定、企業会計、59(12)、74-79 頁、2007 年、査読なし

[学会発表] (計 1 件)

① 大石桂一、欧州における PFI 会計基準とその承認、日本会計研究学会九州部会、2009 年 3 月 28 日、福岡大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大石 桂一 (OIHI KEIICHI)  
九州大学大学院・経済学研究院・准教授  
研究者番号：10284605

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：